

# 『夷匪犯境録』の形成と流伝

岸 本 美 緒

はじめに

アヘン戦争情報の日本での普及に際して、丹後田辺藩士嶺田楓江の刊行した絵入り読み物『海外新話』（嘉永二年・一八四九刊）が大きな役割を果たしたことは、よく知られている<sup>1)</sup>。同書の例言には

此編ノ記事、之ヲ夷匪犯疆録ニ原ヅク。然レドモ犯疆録ノ一書、南北諸省ノ將士奏議策論及ヒ戦闘問目撃ノ記、得ルニ從ヒ雑集シテ編ヲ為スモノナリ、依テ年月時日ノ次序ニ至テハ、侵犯事略ニ拠リ、猶又謬誤アル者ハ、他書ニ就テ改正ス

とあって、同書の藍本として『夷匪犯疆録』という書物を挙げている。

この『夷匪犯疆録』は、幕末の日本において写本としてかなり広まっていたもので、ざっと調べただけでも、日本国内の図書館に三〇点余りの写本が所蔵されており【附表一】、また安政四年（一八五七）には、日向高鍋藩明倫堂から木活字版が刊行されている<sup>2)</sup>。高鍋藩活字本の題名は『夷匪犯境聞見録』であるが、写本の題名は、【附表一】にみられる通り、『夷匪犯境録』、『夷匪犯疆録』、『夷匪犯疆見聞録』など、必ずしも一定していない。本稿ではとりあえず、『夷匪犯境録』という題でこれらの諸写本・刊本を総称することとしたい。現在では、写本・活字本とも影印版が、長澤規矩也解題「和

刻本明清資料集」シリーズの第一集・第二集に収録されて汲古書院から一九七四年に出版されており、簡単に見ることができる。

本書の内容は、アヘン戦争に関する漢文の公文書や見聞情報を集成したものであり、そのもととなる記録が中国で作られたことに疑いはないが、中国においては本書の写本・刊本の作成・流通の形跡はなく、現在中国に存在する『夷匪犯境録』は、知られる限りすべて日本で作られた写本或いは刊本である。中国においても、本書の存在は阿英・鄭振鐸・榮孟源など若干の研究者に知られており、その一部が『近代史料』総九号（一九五六年二期）に掲載されたこともあったが、全文の出版は、一九九五年に高鍋藩の活字本が、「中国公共図書館古籍文献珍本彙刊」の一つとして、北京の中華全国図書館文献縮微複製中心から影印出版されたことを以て嚆矢とする。本書はアヘン戦争の史料として、いわば日本から逆輸入される形となったわけである。

『夷匪犯境録』については、内藤湖南が夙に注目し、清朝野史の一つとして『支那史学史』（一九四九）のなかで言及している。内藤によれば、本書は「日本に伝はり、支那では亡くなつたもの」で、「真に文書を寄せ集めたやうなもので、一定の著述の体裁をなして居らず、読みにくい書であるが、それを日本人が骨折つて読み、支那人以上に刺戟せられたのである」という<sup>3</sup>。その後、森陸彦「海外新話の刊行事情」（注1参照）、増田渉「夷匪犯境録」と『鴉片始末』<sup>4</sup>、及び柴孟源「『夷匪犯境聞見録』校記」<sup>5</sup>が簡単な紹介を行っているが、その形成と流伝の事情については、未だに不明のままに止まっている。『夷匪犯境録』は、アヘン戦争の事実を明らかにするための史料という観点から見ると、他書に見られない情報を含む一方で不正確な記述も多く、なかなか扱いにくい文献である。しかし他面から見れば、本書の成立と流伝の過程そのものが、当時の東アジアの情報の伝播ルートについて、興味深い問題を示唆してくれるともいえる。本稿では、『夷匪犯境録』の諸記事の内容の当否については一応措き、（1）本書のもとになる記録はどのようなものか、（2）それはどのようにして日本に伝わったのか、（3）本書は日本においてどのように広まっていったのか、という三点

について、可能な範囲で考察を試みたい。<sup>7)</sup>

## 一 『夷匪犯境録』の基となる記録

### 1 記事内容の分類

『夷匪犯境録』は、高鍋藩の活字本で数えると六巻で計二五四葉となり、相当の分量であるが、嶺田楓江の言うように、各種公文書や伝聞情報を「得るに従い雑集して編を為した」記録の集積といった形式のもので、序文や跋もなく、唐突に始まり唐突に終わる。その内容一覧は【附表2】にまとめた通りであるが、各記事の配列が時間的にも内容的にも必ずしも秩序立っていないことが知られるであろう。幕末の漢学者野本理は本書について、

一つの事件が異なる日付で出ているもの、二つの事が併せて一事になっているもの、同じ事に異なる説明があるもの、根拠が不明なもの、誤り、偽り、隠匿、誇張、阿諛、忌避など、錯誤混乱が頻出し、はっきりさせることが頗る困難である（有一事兩出異日、有二事併為一事、有同事異說、有源委不明、有謬誤、有欺蒙、有隱秘、有誇張、有諛說、有詭避、彼此錯出、前後淆雜、頗難分明）<sup>8)</sup>と評している。

中国での影印版に前言を付した武亜民は、本書の内容を大略次のようにまとめている。

記述の内容は一八四〇年にイギリス軍が定海県に送った戦書に始まり、一八四二年の『南京条約』で終わる。全書の内容は四種に分かれる。一、清政府とイギリス軍との間の相互交渉の公文、二、清中央政府と地方政府との間の公文、三、沿海及び戦事に関わる各省及びその所属府県の間の公文、四、編纂者の直接の体験及び見聞の内容。このうち、前の二つは『鴉片戦争檔案史料』などの「既存の史料集の」内容と重なるが、後の二つは他書に見られない内容を多

表

種類	記事番号	割合
一	1、20、45、52、53、212	2.8%
二	3、8、11、17、19、21、23、27、28、31、35、36、37、43、47、49、50、54、55、57、58、59、60、62、66、67、68、69、70、71、72、73、75、77、78、84、85、86、88、94、104、106、107、108、109、110、114、123、124、126、127、129、130、131、132、135、136、147、150、151、152、155、157、159、160、164、165、171、172、174、177、178、179、180、182、187、188、189、191、192、198、199、207、210、213、214、215	40.5%
三	2、5、12、13、15、18、22、25、26、29、30、38、39、40、41、42、48、51、63、64、74、76、79、89、90、91、92、93、97、98、99、100、105、111、112、113、115、116、119、133、134、138、139、142、144、145、148、153、154、158、161、162、166、167、168、169、183、184、185、186、194、195、196、201、202、203、208、209、211	32.1%
四	4、6、7、9、10、14、16、24、33、34、56、61、80、81、82、83、87、95、117、118、120、121、125、128、137、140、141、143、146、149、156、163、170、175、190、200、204、205、206	18.1%
其他	32、44、46、65、68、96、101、102、103、173、176、181、193、197	6.5%

く含んでいる。……〔見聞の書き方などから見て〕編纂者は、当時蘇州にいた幕僚であったことがわかる。(原文中国語。角括弧内は引用者による補足。)

この四種の分類に従って【附表2】の記事を分けるならば、上の表のようになるだろう。表によれば、最も多数を占めるのは、第二種即ち、上諭や上奏など中央政府と地方との間でやりとりされた公文であるが、武亜民が「他書に見られない内容を多く含む」とする第三種、第四種の記事もかなり多く、合計すれば半数以上となる。なお、本書には、文字資料のみならず、公文に付随して提出されたと思われる彩色の蒸気船図や定海県の地図といった絵図も含まれている。では、このような文書を集め、書きとめることができたのは、どのような立場の人物であろうか。

## 2 記録者の推定

武亜民は本書の編纂者を「当時蘇州にいた幕僚であろう」としているが、本書の編纂者の問題については幕末の漢学者も関心があったようで、前述の野本理は既に『犯境録評注』（安政六年・一八五九跋）のなかで、編纂者を江蘇巡撫裕謙の寮属であろうと推測している。野本によれば、その幕僚は、敗戦により投水自殺した

裕謙の志を哀しみ、この書を著してその忠憤を伸ばそうとしたもので、叙述の順序などの中にもその「微意を寓している」という。いずれも炯眼の指摘といえようが、なお考察の余地があるように思われるので、以下、やや煩雑ではあるが、両氏の見解の裏付け・補足を試みたい。

### (1) 地点

まず、これらの文書の収集記録が行われた地域についてであるが、武重民の指摘する通り、道光二一年秋から二二年夏にかけての以下のような記事（〈内は【附表2】の番号。以下同様）は、この時期、記録の作成者が蘇州にいたことを示している。<sup>(10)</sup>

〈二一七〉八月二日、<sup>(11)</sup>聞いたところでは孫春陽の家<sup>(12)</sup>に飛脚で知らせが届き、〔その速さは〕三日を限って〔寧波から〕蘇州に至るほどで、飛脚代は銀百両という。また聞くところでは、南濠<sup>(13)</sup>の馮萬豐藥材店にも飛脚便が届き、〔寧波にある〕馮家はすでに略奪に遭ったということだ。噂はいずれも、鎮海はすでに失陥し寧波も激しく攻撃されているという内容で、そのため蘇州在住の寧波人は、急いで帰郷する者もあれば、情報を得た後は帰郷しようとせず働かざるばかりの者もあった。この日、南濠全市で銀と銅銭の兌換が三時辰（六時間）にわたって停止された。三日には藥材店が営業停止し、寧波人は一日中大恐慌に陥った。（八月初二日、聞孫春陽家到足信、甚至立限三天到蘇、信力銀一百兩。又聞南濠之馮萬豐藥材號到足信、據傳馮家業已被搶、供（俱）傳言、鎮海已失、寧波被攻甚急、是以在蘇之寧波人、或早回鄉里、或有接信之後不肯回里、惟哭而已。是日南濠通市、不兌銀錢者有三個時辰、初三日藥材行戶罷市、一天寧波人大為惶惑）

〈二四〇〉一七日、乍浦で長年営業している蔣姓開設の「恒昌」という砂糖問屋があり、店員は下働きの者一人と外勤の者一人がいたが、夷人が上陸して乍浦が陥落した際、この二人だけしかおらず、店の番をしていて逃げることに

ができなかった。一七日に至って初めて帰ってきたが、その話によると、「乍浦陥落の状況を述べる——略」後日になつてやつと出発して蘇州に帰つてこられたということだ。(十七日、蔣姓關(開)設糖行、名恒昌、尚在乍浦有年、今有行夥下官一人、出店一人、當時夷人登岸、乍浦失守、惟此兩人、看守行房、不能逃避、直至十七始歸、據述〔中略〕、是以即於後日動身到蘇)

〔二四一〕また、先に乍浦で皮製品店の店を開いていた人が、当時逃げることができず、夷人につかまってしまい、「中略」そこでこの一千元を持って蘇州に逃げ帰り、同じく一七日に蘇州に到着した。(又向開皮貨店在乍之人、當時不及逃走、被夷人挾住〔中略〕是以持此一千元逃蘇、亦於十七日到蘇)

〔二五六〕五月一日に上海が陥落し、蘇州は震撼した。一日に緊急の報が三、四回届いたが告示は一字も出なかった。人心は不安に陥つた。一二日に南濠の各錢莊では絶えず銀を返し、一三日が最も甚だしかった。一四日に至り、聞くところでは、外国の汽船が松江府城外に来て大砲を放つたが城は陥落せず、また白泖河にまっすぐ侵入して水の深さを測つて退去したということだ。「蘇州の」南北両濠や山塘などでは、いずれも営業停止の状況となり、城中の富豪は次々と避難した。質屋では割引で質草を返還し、一五日にはそうした状況は楓橋一帯にも広がり、避難者の列は絶えなかった。午後にもた聞くところでは、葑門外に漁船が十余隻いたが、魚問屋が確認したところ、いずれも以前からの売り手ではなかったので、官に報告し、兵を率いて検査した。そのため、葑・婁・盤の三門では、みな昼間も閉門した。(五月十一日、上海失守、蘇州震動、日有緊報三四次、並無一字抄出、人心惶惶、十二日南濠各錢莊紛紛歸銀、十三日尤甚、至十四日聞火輪夷船至松江府城外、擊砲未破、又直進白泖河、探水之深淺而退、南北兩濠山塘等處、俱有罷市之形、城中大戶、紛紛搬避、各典舖打折出當、十五日延及楓橋一帶亦然、如是遷避者絡繹不堪、下午又聞、葑門外有漁船十餘隻、魚行內識認、均非向日之販客、稟報到官、提兵查驗、是以葑・婁・盤三門、皆午間關閉)蘇州の状況を生々しく描写するこれらの記事からは、記録者が蘇州城ないしその周辺において情報を得ていること、ま

た商人が彼の重要な情報源であったことが窺えよう。

## (2) 階層

次に、情報の官民ないし官紳格差について考えてみたい。即ち、本書に収録されているような公文情報は民間でも入手できたのか——別言すれば、衙門内の官吏でなければ入手できなかったのか、それとも郷紳などであっても邸報などを通じて得ることができたのか——という問題である。有力な手掛かりとなるのは、当時老親を奉じて郷里の蘇州府常熟県に帰居していた翁心存の日記<sup>15</sup>である。翁心存は道光二年（一八二二）進士、アヘン戦争以前に既に国子監祭酒や大理寺少卿などを歴任していた有力官僚で、家居していたときも、歴代の巡撫をはじめとする蘇州の地方官たちと面識があり、戦況にも深い関心を持っていた。蘇州の郷紳のなかでは最も情報通の人物の一人といつてよいだろう。

彼の日記に記されている戦争情報は、「聞……」「伝聞……」などと記載される伝聞や、「×月×日×刻、接得××来信、云……」とあるような友人からの手紙による情報が主であるが、直接にあるいは邸報等に掲載された公文を見たという記録もある。戦争に関して公文の内容を摘記している例を列挙してみると、二四件の記事が見られる。その内、邸報（京報）のような北京発の官報から情報を得たことを明示している場合が一〇件<sup>16</sup>、官署から直接情報を得ているとみられる場合が二件<sup>17</sup>、その他一二件はどこで見たのかは不明である。北京の官報を経由して情報を得る場合は、北京から常熟までの送付のみで二〇程度かかっているもので、江南で起こっている事態でも、情報の入手は一か月以上遅れることとなる。翁心存の記録している情報のなかには、『夷匪犯境録』に収録されていない情報も含まれてはいるが、戦争情報に関して公文書を実際に読んだという記載は、以上述べたように官報経由を含めて二〇数件に過ぎず、翁心存のような有力な郷紳にとっても公文書へのアクセスは容易でなかったことが窺われる。戦争開始後間もない道光二〇年七月二〇日の条には

朝、客が次々とやってきた。デマが日ごとにひどくなるので、親戚友人は私なら確実な情報を知っていると思つて群

れをなして聞きにくるのだが、実際には私はどこから情報を得られるというのだろうか、煩悶すること甚だしい。(清  
晨客來者絡繹不絕、緣訛傳日甚、親友謂予必知確信、群來探問、實則予從何知之耶、亦煩悶甚矣)  
とあり、また伝聞情報が「紛紜不一」で真偽が定かでないことについては戦争の期間を通じて常に慨嘆されている。従つて、『夷匪犯境録』にまとめられているような情報を個人で収集することは、有力郷紳にとつてもほぼ不可能であり、<sup>(18)</sup>『夷匪犯境録』の基となる記録を作成した人物は、やはり蘇州の何らかの衙門内にいたものと推測できよう。

### (3) 勤務する衙門

それでは、その人物はどの衙門において勤務していたのだろうか。蘇州城内の衙門といっても、巡撫衙門から布政使署、按察使署、蘇州府及び附郭の長洲・元和・呉三県の衙門まで、様々なものがある。そのなかで野本理が本書の編纂者を『巡撫裕謙の寮属』と推定しているのは、『夷匪犯境録』のなかに「五月八日、院署にて広東総督祁の來函を受け取る(五月八日、院署接広東総督祁來函)」（八八）という記述があり、「院署」とは巡撫衙門のことだからである。鋭い指摘だが、この一条のみではやや論証不足と思われるので、他の面からも考えてみよう。

まず、寄信上諭の宛先という点である。『夷匪犯境録』には五〇件余りの上諭が収録されているが、そのなかで、単に「奉上諭」とあるのでなく、「某月某日、准兵部火票通到軍機大臣字寄某某、道光××年×月×日、奉上諭：」とあるように、受け取った日と宛先が明記されているものを見てもよい。というのは、このような書き方は、他の衙門から間接的に通知されたものでなく、記録者の勤務している衙門（ないしそれと直接関係する衙門）が宛先になっているものについて行われていると推測されるからである。そのような上諭は四件あり、宛先は両江総督伊里布単独のものが二件（一七）（八四）、伊里布と江蘇巡撫裕謙の兩名であるものが一件（三六）、伊里布と裕謙を含めて沿海地域の督撫に宛てたものが一件（四九）、となる。当時、伊里布と裕謙は連名で文書を作成することが多かったが、記録者は両江総督衙門或いは江



蘇巡撫衙門に関わっていたことが推測できる。

次に、地方官相互の文書に関連して、記録者の関係衙門が明らかになるような記述がないかどうか、検討してみよう。八八番の文書に「院署にて広東総督祁の來函に接す」とあることは前述したが、そのほかにも「六月二十日、接広東総督咨会江蘇巡撫文件」云々（一〇五）とあり、これも広東総督から江蘇巡撫に宛てた文書を受け取っていることを示す。また（一〇六）の「為飛咨事」は発出者の名が書いていないが、内容からすると、署両江総督の牛鑑の咨を受けて江蘇巡撫の程喬采が浙江巡撫宛に出したもので、発出者の名の欠落は、逆にこの文書を記録した人物が発出者に極めて近い立場にあったことを示唆するものだろう。

『夷匪犯境録』に収録された州県や道の稟（上申書）には宛名のないものが多いが、宛先を明記したものが二件あり、いずれも江蘇巡撫宛となっている（七六）、（一九八）。同時期に揚威將軍奕経の幕友を務めていた蘇州の人、貝青喬によれば

夷人の動向については、府・県の地方官はただ総督・巡撫にのみ報告して將軍には報告しないので、およそ民間ですでに盛んに噂されていることでも將軍府はわざわざ情報収集しなければならぬ。総督・巡撫相互でも相談したり通知したりしないので、結局、江蘇ではすでに講和しているのに浙江では出兵を議論しているなど、方向を失った状況となり、却って英夷の笑いものとなっている。（夷情緩急、郡縣官祇稟督撫而不及將軍、事民間業已喧傳而帥府尚須探聽、各督撫既不相咨商、又不相知照、遂至江蘇已經修好而浙江尚議進兵、歧路徬徨、轉為英夷所笑<sup>19</sup>）

とあり、当時、府県から総督・巡撫に提出された稟による戦況情報が十分に他部門に共有される仕組みは整っていないかっただよである。とすれば、『夷匪犯境録』に相当多くの稟が収録されているということは、その記録が総督ないし巡撫衙門で作成されたことを示しているといえよう。そして、記録者が蘇州に在住していたことからすれば、記録者が勤務していたのは、南京にある両江総督衙門でなく、蘇州にある江蘇巡撫衙門であつた蓋然性が最も高い。

#### (4) 身分と職務

記録者の身分と職務については、武臣民・野本理ともに彼を「幕僚」とし、野本はさらに踏み込んで裕謙の寮属としている。野本は、本書に収録された道光二十一年二月二七日の裕謙の咨（七四）が琦善を厳しく批判し「感激極深」であることと、そしてその後裕謙が鎮海での敗戦のあと自殺したことを挙げ、それらを根拠として、「その寮属で彼の志を哀しんだ者がこの書を著わし、以てその忠憤を伸ばそうとしたものだろう」と推測している。ただ、「感激極深」であるのは裕謙の文章であって、引用者が裕謙の感激を共有していたとは限らない。裕謙の死後、その柩が蘇州を通過したことを記す文章（一一八）も甚だ淡々としたものである。また、裕謙が欽差大臣となって蘇州を離れて以後、記録者が裕謙に随行していなかったことは、「欽差大臣裕の咨を准く」という書き方をしている（九二、一一三）ことから明らかである。もし引き続き裕謙の幕僚であったなら、こうした書き方はしないであろう。確かに裕謙は幕僚を大切にした人で、裕謙の殉難に際し粉骨碎身して尽くした幕僚もいた。<sup>20</sup>しかし、この記録者は、裕謙に招聘され個人的な情誼を以て彼に仕えた幕僚というよりはむしろ、裕謙から梁章鉅、程喬采と短期間に交代する巡撫のもとで、継続して江蘇巡撫衙門に勤務していた人物と考えるべきなのである。

とすれば、その人物は幕僚というよりは、胥吏に近い立場の人なのではないか、という見方もあり得よう。ただ、官僚の交代にもかかわらず、引き続き同じ衙門に勤める幕僚もいないわけではない。<sup>21</sup>また、『匪犯境録』に収録される文書の範囲が広く、巡撫が見ていた文書にはほぼアクセスできる立場にあったと考えられることも、この記録者が胥吏でなく幕僚であったのではないかという推測を裏付ける。幕僚としてどのような仕事をしてきたのか、という点については、『匪犯境録』のみから判断することは難しい。このような多量の公文書を記録することができたからには、文書管理に関わる業務だったのではないかと考えることもできるが、公務上の記録としては、日付の不備や書式の不統一が目立ち、あまりにもずさんであるという印象を受ける。公務の関係で文書にアクセスできたとしても、この記録自体は私的に作られ

たものと見るほうがよいであろう。

以上まとめると、『夷匪犯境録』の基となる記録を作成した人物は、江蘇巡撫衙門で仕事をしていた幕僚で、公務の余暇に関連の文書を筆写していた、と一応推測することができよう。個人名までは特定できないが、この人物をとりあえず「幕僚X」と称しておきたい。それでは、巷間に広く流布するような種類の文献ではなかったこの記録が、どのようにして日本にもたらされるようになったのだろうか。次節では、その経緯について考察してみたい。

## 二 『夷匪犯境録』の日本「伝来」について

『夷匪犯境録』の日本伝来時期については、目下不明とされているようだが、それを推測することは困難ではない。松浦章が詳しく検討しているように、アヘン戦争が勃発した一八四〇年（道光二〇年、天保十一年）以後、毎年清国商人を通じて入手されたアヘン戦争関連情報は、『阿芙蓉彙聞』などの風説書集としてまとめられ、筆写を通じて流通するが、そのなかで、報告内容が格段に詳しくなるのは、弘化元年（道光二四年、一八四四）一二月の、「公局船主周講亭、同財副江星番、同顔吉泉」三名連名の報告書においてである。<sup>(23)</sup> この弘化元年の報告書は、風説書集のなかに収録されることもあれば、独立の冊子として写本が作られることもあった。管見の範囲では、それらの独立の冊子には、『夷匪犯事略』、『夷匪侵犯始末』、『夷匪犯境略』等の表題が付けられているが、内容はほぼ同じものである。<sup>(24)</sup>

この報告書については伊藤陽寿の詳しい考察があり、本報告書がそれ以前の唐船風説書と異なり、具体的な公文書を根拠として詳細かつ正確な戦争情報の分析を行おうとしていることを指摘している。<sup>(25)</sup> それでは、本報告書の作者たちは、実際にどのような資料を用いたのであるか。注目すべきは、本報告書に引用された文章を『夷匪犯境録』と比べてみるとほぼ重なるということであり、それについては奥田尚が既に指摘している。<sup>(26)</sup> 具体的に見ると、全三〇条のうち、『夷匪犯

境録』と対応する文章が見られるものは、以下の通りである（同書には、「一、…」「一、…」という形で記してあるが、便宜的に最初から順に番号を付す。↓のあとの漢数字は【附表2】の文書番号である）。

第四条↓〈五〉、第五条↓〈二〉、第六条↓〈一〇〉、第七条↓〈三三〉、第八条↓〈二〇〉、第九条↓〈三三〉、第一〇条↓〈四三〉、第一条↓〈五二〉、第二条↓〈五三〉、第三条↓〈五五〉、第四条↓〈六八〉、第五条↓〈七一〉、第六条↓〈九二〉、第七条↓〈一一一〉等、第十九条↓〈一二六〉、第二二条↓〈一七六〉、第二三条↓〈一七八〉、第二五条↓〈二〇七〉、第二六条↓〈二一〇〉、第二七条↓〈二二二〉

上記に含まれない条のうち、第一―第三条は、総論的な状況説明、第一八、二〇、二二、二四条は、『夷匪犯境録』のなかに特定の対応する記事はないが、いくつかの記事を基に要約したと思われるもの、第二八―三〇条は、上海で目撃・探訪した内容を記したものである。

以上より、この報告書の主要部分は、『夷匪犯境録』のうち重要と思われる記事を抜粋したものであると想定できる。順番が入れ替わっている部分を調査してみると、『夷匪犯境録』の記事を事件の起こった日付順に配列し直していることがわかる。すなわち、本報告書は、大量かつ煩雑な内容をもつ『夷匪犯境録』を、分かりやすく編集したダイジェスト版なのである。『夷匪犯境録』の日本伝来は、弘化元年のこの報告書と深い関係があると考えられる。

本報告書がまとめられた経緯はどのようなものだろうか。本報告書の序言には、

今、一昨年（一八四九）の英夷による中華への侵犯の経緯を略記した各条、及びこのたびわざわざ上海に調査に行つて目睹した状況を、実情に即してあわせて書写してご覧に供します。英夷の国内の細かい事情については、英国人も軽々しく教えずようとしないので、詳しくは知ることができませんでした。（今將前年英夷侵犯中華始末記略各條、以及現特赴往上海訪察目觀情形、據實一併抄呈台覽。至英夷國中細底、英人亦不肯輕告、其中未能詳悉也）

とあり、単にたまたま見聞きした情報を述べるというのみならず、日本側の命を受けて積極的に調査した形跡が窺える。

この報告の署名者三人のうち周霽亭は、文化七年（一八一〇）以来の渡航歴をもつ、清国商人中の長老格の人物である。<sup>(27)</sup> 江星畚・顔吉泉も弘化元年より前から長崎に来航していたものと思われるが、割符留帳（貿易許可証である信牌の名義及びそれを持って長崎に入港した船主名などを記録した帳簿）に記載されるのはそれぞれ弘化元年一二月、同三年六月入港船が初めてで、<sup>(28)</sup> 比較的若い世代と考えられる。長崎当局は、アヘン戦争の詳しい経過及び開港後の上海の状況等についてこの三人に調査を依頼し、この三人（或いは、長崎在留の周霽亭を除く二人）が中国大陸で調査を行ったと推測される。<sup>(29)</sup> 割符留帳には、弘化元年の一二月二六日に長崎に入港した甲辰六番船の在留船主として周霽亭、財副として江星畚の名が出て<sup>(30)</sup> いるので、報告書はこの時に作成・提出されたものであろう。

とすれば、中国での調査の際に彼らは何らかの形で『夷匪犯境録』を入手したと考えられるが、それでは、書店で購入し得るような文献ではない『夷匪犯境録』に、彼らほどのようにしてアクセスできたのであろうか。ここで、『夷匪犯境録』中、道光二年（一八四二）四月のイギリス軍の乍浦攻略に関する記事（一三七）に着目してみよう。

二二年四月五日、乍浦に汽船二隻が入港、八日にはまた夷船一六隻が入港、九日にはまた大型夷船六隻が入港し、併せて夷船二四隻が、一列になって乍浦港内に停泊した。ただちに九日には海塘に向かって砲撃して戦闘をはじめ、一方で唐家湾から上陸して灯光山を越え、陸家柳からまっすぐ乍浦城の南門に入った。都統は葫蘆城で自決した。巳の刻に乍城は陥落し、吉泉等とともにその時に逃げ帰ったが、平湖に至り、敗走する兵や退却する各官、及び避難する庶民で、陸路も水路も異常に混雑して列挙しきれないほどであるのを見た。（廿二年四月初五日、乍浦有火輪兩隻進口、初八日又有夷船十六隻進口、初九日又有大夷船六隻進口、共有夷船廿四隻、一字排列泊於乍浦口内、即於初九日、向海塘開炮打仗、一面由唐家灣登岸、翻燈光山、由陸家柳一路進乍浦城之南門、都統在葫蘆城自刎、巳刻乍城失守、吉泉等俱當時逃歸、至平湖、見敗下之逃兵及退下之各官、并逃難之百姓、陸路河下、紛擾異常、不能枚舉）

この文章の傍線部の「吉泉」の語について、幕末日本の漢学者は解釈に苦しんだようで、頭注に「吉泉等とは何の意味

か未詳である。恐らく吉州・泉州のことで、等字の下の兵字が抜けているのではないか（吉泉等未詳何謂、蓋謂吉州・泉州而等下脱兵字歟）」と記して、「吉州・泉州等の兵」の意味に取っているが、この二地名がなぜ唐突に出てくるのか不審であり、また「敗下の兵…を見る」の主語がわかりにくくなってしまっているので、「吉泉」はやはり人名ととるべきだろう。姓を省略して名のみを称していることは、親しい関係であることを示す。ここで、この「吉泉」が、上述の報告書を作成した商人の一人の顔吉泉であると仮定してみよう。その場合、『夷匪犯境録』の日本伝來過程を仮説的に記すと以下の通りである。

対日貿易の主要港である乍浦で貿易に携わっていた商人顔吉泉は、イギリス軍の攻撃に際し、乍浦を逃れて避難し、その途中の目撃情報を旧知の幕僚Xに提供した。その後二年あまりたち、長崎当局の依頼でアヘン戦争の詳しい経過を知る必要に迫られた顔吉泉は、幕僚Xに頼み、その記録を筆写させてもらう。この時、幕僚Xの手元には特にアヘン戦争関係の編集済み記録があったわけではなく、顔吉泉（或いは彼の雇用した筆写生）は、膨大に堆積した毎日の記録のなかから、アヘン戦争に関わると思われる記事を急いで抜き書きしていったのであろう。そのように考えれば、『夷匪犯境録』（と後に称されるようになった文献）の唐突な始まり方と終わり方、事件の起こった日付の前後未整理、アヘン戦争と無関係な記述（北京での雷や日食など）の混入、などが説明できる。しかしそうした不備にもかかわらず、日本に持ち込まれたこの筆写記録は、それ以前のアヘン戦争情報とはレベルの異なる詳細さを持っていた。顔吉泉（及び周靄亭・江星齋）はそのなかで重要と思われる部分を抜粋し、事件の起こった順序に並べて報告書とした。このとき、筆写記録の全体も長崎の唐通事に提出され、それが日本における『夷匪犯境録』諸写本の原本となったのであろう。

このように、上記の記事のなかの「吉泉」を長崎商人の顔吉泉だと考えると、パズルのピースがぴたりとはまる感を感じるのであるが、根拠薄弱であることも否めないもので、以下いくつかの側面から傍証を試みてみよう。

まず、幕僚Xが乍浦の商人から情報を得ることは珍しくなかった、という点である。本稿七七〜七八頁所引の（一四〇）、

（一四一）の史料では、幕僚Xは、乍浦から逃げ帰ってきた商人からかなり詳細な情報を得ている。（一四〇）の場合、乍浦で蔣氏が開いていた恒昌行という糖行の使用人が、店を守るために乍浦失陥後も数日乍浦に止まり、その後蘇州に逃げてくるのであるが、その際、平湖県城を経由しており、そのルートも「吉泉」と同じである。乍浦の商人から情報を得た例としても一つ挙げておくと、（一四九）の記事があり、その内容は大略以下の如くである。

四月二四日に乍浦で機房（織物工場）を経営している海塩人の汪丙斉の手紙を受け取った。七日に夷船が乍浦口に進入し、その数は二六隻。九日に砲撃を行ったが、清軍側は反撃することができず、官兵はことごとく逃げ去った。都統は自尽し、道台や海防庁は逃げて若山径に行き、船を調達して平湖に行ったという。この時、汪は海塩にいて対岸の乍浦の状況を遠望していたのだが、四月二〇日に乍浦に行ってみたところ、街区の多くは焼き払われ、質屋は略奪されて一軒しか残っていなかった。夷人は一八日にすべて船に乗って去ったが、その際に、海塘の天后宮・炭会館・灯光山廟並びに停泊していた辦銅洋船二隻、両銅局の舢舨六隻、内外の官船数隻をことごとく焼き払って行った。

商人の情報提供に関わるこれらの例を考慮すれば、幕僚Xが乍浦の貿易商人である顔吉泉から情報を得たと考えることも、あながち不自然ではないだろう。

もう一つの傍証は、顔吉泉が蘇州出身であるということである。上掲の（一三七）の記事によれば、「吉泉」は乍浦から「逃帰」してきたとあるが、顔吉泉が蘇州出身であるということについては、後の文献であるが、幕末明治の漢詩人小野湖山の「詩以て東に代ふ、清国蘇州の顔吉泉に寄酬す」という詩から推定できる。<sup>12</sup>この詩は、明治九年（一八七六）三月出版の漢詩雑誌『新文詩』第五集に掲載されたもので、小野湖山が方濬頤（安徽定遠の人、道光二四年進士）の詩に触発されて作った十首の律詩が中国に伝わり、蘇州の顔吉泉という人物が、沈仲夏の文章と嚴伯雅の詩稿を同封して書簡を寄せてきたことを詠んでいる。詩の第五句から第一〇句には「迢迢双鯉魚、忽接顔氏札、中致沈子（仲夏）言、副以嚴氏（伯雅）帙（簞花室詩稿）、三子識未曾、一読如面調」（括弧内は詩に付せられた割注）とあり、傍線部に「三子には面識はな

いが、「詩や書簡を」一読すれば直接会ったような気持ちになる」とある如く、小野湖山はそれまで顔吉泉らについては知るところがなかったようだ。<sup>33)</sup>

小野湖山と方濬頤の詩の応酬については、方濬頤の『二知軒詩統鈔』（『明清未刊稿彙編初輯』収録）所収のいくつかの詩からも確認でき、それによれば、一八七四年から七五年頃、友人の沈仲復（諱は秉成、浙江瑞安の人、咸豊六年進士）が、方濬頤の「五十生日感懷述事」に和した日本の詩人小野湖山の詩一〇首を上海から送ってきたこと、それを題材に詩人仲間と連句の詩を作ったことがわかる。<sup>34)</sup>方濬頤の詩稿には顔吉泉という人物は全く出てこないもので、顔吉泉は方濬頤よりもむしろ、沈仲復（小野湖山の詩に「沈仲夏」とあるのは恐らく誤り）の知人だったのだろう。

では、ここで蘇州の人とされている顔吉泉とは、果たしてあの長崎来航商人の顔吉泉であろうか。広い中国には、同名の人物も多いのではないだろうか。しかし、小野湖山が詩の割注に引く顔吉泉の書簡中の語には「或有夙縁、再赴東洋」とある。日本への渡航経験者は当時の中国では稀であったであろうから、「再び東洋（即ち日本）に赴かん」と書くこの顔吉泉はやはり、長崎来航商人の顔吉泉であると考えてよいだろう。『夷匪犯境録』の記事に見える「吉泉」が小野湖山の詩の題にいう「清国蘇州の顔吉泉」であるとすれば、彼は蘇州人ということになり、乍浦から蘇州に「逃げ帰って」きたのも自然であるといえる。では、顔吉泉が蘇州のどのような家柄の出身であったのか、さらに一歩踏み込んだ考察は可能であろうか。

長崎の清国商人と蘇州顔氏との関係は、かすかながらも史料のなかに示されている。江戸時代末期の旗本宮崎成身が編集した史料集『視聴草』に収録された「唐土門簿」という史料<sup>35)</sup>を見てみよう。本史料については、既に王振忠が克明に分析しているが、王によれば、「唐土門簿」とは長崎の中国商人が持っていた人名簿で、日付の戊寅正月とは恐らく嘉慶二三年（一八一八）を指し、名簿の名前に付せられた地名から、場所は蘇州であることがわかる。七三名の人名が「元旦」「初二日」「初三日」の三つのグループにわけて記され、それぞれの人名については「汪八老爺 印 文琪 申衙前」のよ



うに、通称・諱・住址が記されるだけの簡単なもので、年始の挨拶のためのリストであろうという。そのなかで最も多いのは、汪氏（九名）・程氏（六名）で、王振忠によればこれらは徽州商人であるが、そのほかの姓も多く含まれており、顔氏は二名、即ち「顔大少爺 印 崇耀 江村橋」「顔二爺 印 懋錡 江村橋」とある二件である。この名簿を持っていた商人は、おそらく正月に蘇州において、商売上の関係のある人物の家に挨拶回りに行っており、そのなかに顔氏も含まれていたのである。

江村橋とは、蘇州城の西方、米市場で有名な楓橋鎮の南側にある橋で、顔氏は「楓橋鎮の巨族」として明代から知られていた<sup>37)</sup>。孔子の弟子である顔回の子孫であると称し、顔回を祀る「復聖祠」を建てて、楓橋鎮付近に集居していたようである<sup>38)</sup>。民国『呉県志』の選挙表で嘉慶・道光時期の部分を見ると、進士・挙人には顔氏の合格者は見られず、貢生に一人、嘉慶九年（一八〇四）の欄に「顔懋功」とあるのみだが、「唐土門簿」の「顔懋錡」と「懋」字を共有しているので、一族と見てよいだろう<sup>39)</sup>。

また、『呉門表隱』巻二〇には「顔懋昭、元和県学の生員、楓橋人、孝心・友情に厚く端正な人柄で、勤勉で文章が巧みであった。その孫の懐宸は常に詩社を作って仲間と詩を吟じ、その名声は楓橋一帯に広まっていた（顔懋昭、二元庠生、楓橋人、孝友端介、刻苦能文。其孫懐宸、常結社聯吟、名播楓江）」という記事がある。注目すべきは、ここで詩人として「名は楓橋一帯に広まっていた」とされる顔懐宸の詩「懷乍浦陳愚泉」が、乍浦に関わる詩を集めてアヘン戦争後に作られた詩集『乍浦集詠』<sup>40)</sup>に収録されていることである（巻一四）。同姓同名の別人の可能性もあるが、「顔懐宸」の名の下に「呉県」（蘇州府城附郭の三県の一つ）と出身が記してあるので、楓橋顔氏の顔懐宸と見てほぼ間違いないだろう。すなわち、顔懐宸は、対日貿易の拠点である乍浦と関係を持っていたのである。

同治『蘇州府志』や民国『呉県志』に載る太平天国時期の殉難者や列女のリストには、「懋」「崇」「懷」の字を名前の一字目に含む姓名が十数名見え、そのうちの一人の顔懐錦は湖北漢陽府経歴を務め、太平天国時期には団練の組織にも参

与して殉難したという<sup>(4)</sup>。これらの顔氏の人物のうち、「候選州同」「候選州吏目」「監生」など、捐納（寄付による科擧・官職資格の取得）関連の肩書が付せられている者も数名いる。以上を総合して考えれば、蘇州楓橋の顔氏は、科擧の功名で知られていたというわけではないようだが、捐納などを通じて紳士層の末端につらなり、それなりに存在感をもった宗族であったといえよう。この顔氏が長崎貿易と関わりをもち、そして顔吉泉がこの一族の一員であったとすれば、彼が巡撫衙門の幕僚と親しい間柄であったこと、また後には沈仲復や嚴伯雅（諱は錫康、浙江桐郷の人）<sup>(4)</sup>といったかなり高名な官僚・文人から日本との連絡を頼まれるような関係があったこと、は不思議ではない。

一九世紀前半の「割符留帳」には、顔氏の商人として、顔遠山、顔雪帆、顔心如などの名が見える。「割符留帳」に顔吉泉が登場するのは二回のみ（弘化三年六月、四年正月入港船）だが、顔遠山は文政元年（一八一八）から天保元年（一八三〇）まで八回登場し、この時期の常連の一人といえる。これらの顔氏の商人が顔吉泉と同族であったと証明する史料は管見の範囲では存在しないが、長崎来航商人の場合、同姓の人物に同族関係がある例は少なくないので、顔氏の場合も同族である蓋然性は高いといえよう。

以上、本節では、『夷匪犯境録』の日本伝来の経緯について、推測も交えつつ考察してきた。厳密に言えば、『夷匪犯境録』が日本に伝来した、という言い方は正確ではないのであって、むしろ、蘇州で作られた記録が、日本側の情報収集活動を契機として選択的に筆写されて日本に持ち込まれ、それが『夷匪犯境録』という題名をつけられて写本として流通した、というべきだろう。静嘉堂文庫所蔵の写本に幕末の学者がつけた頭注には、「衡按<sup>(4)</sup>ずるに、『関』（文中の「関」字には欠画<sup>(4)</sup>があり、それを指す）は即ち関字ならん。洋商は関帝を尊信し、原本は清商の録進する所なりて、故に末の二筆は缺く也（衡按、關即關字。洋商尊信關帝、原本清商所録進、故缺末二筆也）」とある。関字についてのこの推測が正しいかどうかはさておき、当時『夷匪犯境録』に注をつけていた日本の学者は、本書の原本が清国商人の手で筆写されたものであること、即ち中国で流通していた既成の書物をそのまま輸入してきたものではなかったことを知っていたのである。

従来の研究は、『夷匪犯境録』という書物が既に中国で作られていたことを前提としてその日本伝来を問題にしているようであるが、そうした前提を取り除いて見たとき、長崎商人と蘇州知識人との間の人間関係の側面が、生き生きした相貌をもって浮かび上がってくるように思われる。

### 三 『夷匪犯境録』の日本における流伝

『夷匪犯境録』がその後、日本国内でどのように流伝していったかという点については、必ずしも十分な検討を行い得ていないが、現時点で知られるところを述べておきたい。【附表1】は、現在知られる『夷匪犯境録』の写本を、未見も含めて順不同でリストアップしたものである。各図書館の目録のなかに『夷匪犯境録』という題名で著録されていても、実はそのダイジェスト版である『夷匪侵犯記略』（前述）であるものもあるが（例えば神戸大学住田文庫蔵本）、そうしたものは除いてある。

#### 1 写本の二系統

まず、写本の系統について検討してみたい。これらの写本には大きくみて二つの系統があるが、圧倒的多数は一つの系統に属し、別の系統に属するのは管見の限り中津市耶馬溪文庫所蔵の一種（【附表1】の二四番）に過ぎない。まず、この耶馬溪文庫の写本から見よう。

この写本は『犯境録評注』という注釈本<sup>(46)</sup>とセットになっており、返り点や送り仮名が朱で記入されているが、頭注はほとんどない。この写本と注釈本は、豊後の帆足万里門下の人々によって作成されており、『犯境録評注』の序・跋によれば、その経緯は次のようなものであった。辛亥の年（嘉永四年・一八五二）、米良東嶠らが長崎で唐通事の潁川春池（四郎八）<sup>(47)</sup>

から『夷匪犯境録』を借りて師の帆足万里に進呈し、帆足は門下生に謄写と和詰（日本語の訓点や注）を命じた。帆足は間もなく亡くなったが、師の遺志を継ぐべく、門下生の一人である野本理（白巖）が評注を作成した。野本の原稿は、嘉永五年（一八五二）に一応完成したものの、その後も門下生たちによる改訂が続けられた。安政六年（一八五九）の米良の跋によれば、日向高鍋藩で『夷匪犯境録』の活字本を刊行する際にも、米良らは協力している。

この『犯境録評注』は、『夷匪犯境録』中の重要語句やトピックごとに注釈を加えたもので、参照している文献は、『福恵全書』『鴉片彙聞』『明一統志』『清一統志』などのほか、『水滸伝』や杜甫詩など様々なものがある。評注の内容は語釈のみならず、イギリスや清朝中央に対する批判などを含んでおり、以下に述べるもう一つの系列の写本に比べて評者の率直な意見が表明されている。

写本の大多数が属するのはもう一つの系列であるが、それがどのような経緯で作成されたのかは、豊後の例ほどには明らかでない。題名も様々であり、巻数も不分巻、二巻（上下巻でそれぞれ三巻を含む）、四巻、五巻など一定しないが、数多くつけられた頭注がほぼ共通していることから、大きく見れば一つのまとまりをなすものと見ることができる。この系列の頭注は、語句の解釈や誤字の訂正が多く、イギリスや清朝に対する毀誉褒貶を含んだ議論はほとんど見られない。

この系列の写本のなかには、例えば国会図書館本（一一番）と静嘉堂本（一二番）のように、巻の分け方や書き込まれた注などに明らかな共通性があり、近い関係にあることが推測されるものもある。しかし、これらの写本の頭注には、「一本云」のような形で他の写本と比較校訂した痕跡があるものも多く、相互に参照されていると思われるので、写本の中身から写本の系統を細かく分別してゆくことは困難であり、またあまり意味があるともいえないだろう。従って以下では、写本の系統についての詳細な議論は断念し、これらの写本はどのような人々に閲覧・所有されていたのか、といった観点から『夷匪犯境録』の伝播状況を瞥見することとしたい。

## 2 『夷匪犯境録』の読者・所蔵者

『夷匪犯境録』は、鍋島家（二〇番佐賀県立図書館本）、備後福山藩校誠之館（二四番関西大学増田渉文庫本）、前田家（一三番前田育徳会本）、鳥津家（一七、一八番鹿児島大学本）、尾張徳川家（二五番逢左文庫本）、徳山毛利家（二七番宮内庁図書寮本）など各地の大名・藩校の蔵書にも含まれ、また大阪の長谷川延年のような蔵書家の所蔵するところともなっている（三〇番京都学・歴史館本）が、幕末において本書を所有・閲覧していた人々を挙げてゆくと、その流伝の中心が江戸にあったことは明らかである。

私が現在までに見たごく狭い範囲では、年月の明らかな記事で『夷匪犯境録』という書名が出てくるのは、『木下鞆村日記』の嘉永元年（一八四八）五月一六日条の「夷匪犯境録三冊、塩谷より借受」、同一七日条「犯境録三冊、山城屋江渡、写方為取計<sup>48</sup>」が最初である。木下鞆村は熊本藩士で、江戸において佐藤一斎・松崎懋堂に学び、塩谷宥陰や安井息軒をはじめとする多くの学者と交流を持っていた。この記事における「塩谷」とは、塩谷宥陰である。よく知られているように、塩谷は初期のアヘン戦争関係文献の一つである『阿芙蓉彙聞』の編者であるが、弘化四年（一八四七）正月の序を持つ同書に『夷匪犯境録』の一部と思われる記事が収録されていることは、既に新村容子が『阿芙蓉彙聞』に関する専論<sup>49</sup>のなかで指摘している。

『阿芙蓉彙聞』には、『夷匪犯境録』という書名は見えないが、そのダイジェスト版と考えられる「英夷侵犯始末」は、独立の記事として収録されている。新村によれば、塩谷は水野忠邦の老中在職中（一八三四～四五）、側近として政務に参与していたが、『阿芙蓉彙聞』のもととなる情報の収集は「老中水野忠邦の側近という有利な立場を活用してこそ可能であったと思われる<sup>50</sup>」という。

木下鞆村は、塩谷・安井らと文社を結成し、しばしば文会を開いていたが、そのメンバーのなかで『夷匪犯境録』の伝播に深く関わったと思われる人物を挙げてみよう。まず、塩谷と安井であるが、『夷匪犯境録』のいくつかの写本（一一

番国会図書館本、一二番静嘉堂所藏中村敬字本、二六番宮内庁図書寮藏手島惟敏筆写本）には、「衡按」「弘按」で始まる按語が書きこまれており、安井息軒と塩谷宕陰の名がそれぞれ「衡」「世弘」であること、両者とも海防問題に多大の関心があったことを考えると、この「衡」「弘」がこの二人を指している蓋然性は高いと思われる。これらの按語をもつ写本を所蔵していた中村敬字は塩谷宕陰の門人であり、師からその手沢本を借りて書写したとも考えられる。また、安井・塩谷が幕府の儒官として登用された一八六二年の学制改革に際して、日向高鍋藩の藩主である秋月種樹が若年ながら異例の抜擢を受けて学問所奉行となっていることも注目すべきである。彼が安井息軒や塩谷宕陰に学んでいることからして、『夷匪犯境録』の活字本が一八五七年に高鍋藩明倫堂から刊行されたこと背景には、安井・塩谷をめぐる学問的つながりがあったと推測することも可能であろう。

木下鞆村らの江戸の文社には、豊後の米良倉太郎（東嶠）も熱心に参加していた。前述したように、米良は帆足万里門下の学者であり、豊後における『夷匪犯境録』の評注作成にも深く関わっていた。米良が長崎の唐通事頼川春池から『夷匪犯境録』を借りたのは、嘉永四年（一八五二）のことだが、『木下鞆村日記』の同年正月二十七日条には、熊本にいた木下を、米良が「長崎江主用之序」に訪問したとの記事がある。米良はこの長崎訪問の際に頼川春池に会ったものと思われる。恐らく、江戸で塩谷宕陰らから『夷匪犯境録』の情報を得た米良は、頼川に頼んで原本に近い写本を入手しようとしたものだろう。

この文会の参加者としてさらにもう一人、安食（阿食）大太郎という人物を挙げておきたい。この人物は、『木下鞆村日記』の弘化三年（一八四六）四月二十五日、七月一日条に登場し、「尾州」人とあるのみで、素性はよくわからない。しかし、『海外新話』の作者嶺田楓江が同書の無許可出版の件で官の詮議を受けた際、『夷匪犯境録』について「浪人の安食大太郎という者から入手した」と供述している<sup>52</sup>ので、もしこの供述が事実だとすれば、塩谷所蔵本を原本とする写本が安食の手を通じて嶺田に渡ったとみることもできよう。そして、嘉永二年には『夷匪犯境録』を藍本とする『海外新話』

が出版され、相当広範な読者を得るとともに、同類の書が次々と刊行されることとなる。

安井・塩谷・木下らの文社は、『夷匪犯境録』の伝播における早期の中心であったのではないかと推測されるが、そのほかに同書の伝播の経路を推測させる事例をいくつか挙げておきたい。一つは、昌平坂学問所を中心とする経路である。現在、西尾市岩瀬文庫には、「昌平坂学問所」の蔵書印をもつ五冊の写本（一九番）が所蔵されている。昌平坂学問所の図書貸出帳である「押切帳」（筑波大学所蔵）の安政四年（一八五七）七月一日条には、『夷匪犯境録』五冊を貸し出したという記録があり、これが岩瀬文庫所蔵の写本と同一であるかどうかは不明であるが、いずれにせよ、『夷匪犯境録』は学問所のメンバーが借り出すことのできる書物であったのである。ちなみにこのとき本書を借り出したのは、林家の塾頭であり、ペリー来航時に交渉に参加した河田八之助（廸齋）である。河田の名も『木下韓村日記』の弘化・嘉永年間の記事にしばしば見え、文社の人々と親しかつたと思われるので、河田はこの安政四年に初めて『夷匪犯境録』を見たというわけではないであろう。

一八五〇年から六〇年まで学問所儒者として在職し、幕府外交にも深く関わった安積良斎は、「読夷匪犯境録」と題する詩集を残している。中津市耶馬溪文庫蔵の写本には「風月季徳氏が曾て良斎門下にあつた時に写して持ち帰つたものから筆写した」との注記があり、この季徳氏とは江戸で良斎の塾長をしていた徳山藩士江村彦之進（字は季徳、号は風月）のことと思われ、彼は安政五年（一八五八）に帰藩しているので、この詩はそれ以前に作られたものであろう。

そのほか、昌平齋の佐藤一斎や林述斎などの直接間接の門人とされる人々は数多いが、そのなかで上述以外に『夷匪犯境録』を所蔵或いは閲読していたことが明らかかな人物としては、たとえば西島蘭溪（昌平齋の林述斎の門下。七番東洋文庫榎文庫本に「右秘書就孜々齋主人借写」との書き込みあり<sup>53</sup>）。孜々齋とは西島蘭溪の室名）、名倉信敦（昌平坂学問所で、佐藤一斎・安積良斎に学ぶ。文久二年（一八六二）に千歳丸で上海を訪れた際の筆談記録『滬城筆話』のなかで『夷匪犯境録』に言及している）などが挙げられる。なかでも、吉田松陰の事例は興味深い。吉田松陰は嘉永六年（一八五三）に

萩から江戸に来るが、ペリー来航の情報を得て間もない同年六月三〇日の長原武宛書簡で、肥後の佐分利定之助という人を紹介し、「(佐分利は) 頃ろ大いに志を發し、洋学を修め兵法を講ぜん」と欲し、僕と同じく梁山泊に寓す。僕の足下と犯境録を対読するを聞き、亦その伍に入らんと欲す。惟足下これを諒せよ」と述べている。<sup>53</sup> この対読会が実際に行われたかどうかは不明であるが、同年九月一七日・一八日の杉梅太郎宛書簡では、「犯境録校正未だ行届かざるも天下の事甚だ迫り、及ぶに暇あらず。併し佐久間所持の本、唐本を直に写し候故、誤も少し。其の本にて校しかかり候へども未だ果さず」とある。ここでいう「佐久間」は佐久間象山を指すと思われるが、その所蔵本が「唐本を直に写し」たものと言われているのは、詳細は不明ながら、佐久間とその主君であり当時海防掛に任ぜられていた松代藩主・老中真田幸貫との緊密な関係を示唆するものである。

以上概観すると、『夷匪犯境録』は江戸において、西洋事情や海防に関心のある学者のサークルを中心に広まっていた。その流出元は、長崎からの情報を他に先立って入手できる立場にあった幕府の老中であり、その側近の学者たちを経て本書の存在が知られていったと考えられる。彼らの多くは欧文が読めるわけではなく、「漢学者」の範疇に入る人々であったが、現在残る写本からも知られる如く、『夷匪犯境録』は、洋学者の箕作阮甫や三宅良斎の蔵する所ともなっていた(それぞれ九番東京大学史料編纂所本、二一番筑波大学本)。川路聖謨の命により塩谷宕陰が箕作阮甫と協力して『海国図志』を校訂するなど「漢学者と洋学者との協力が容易に出来た当時の知的状況」<sup>54</sup>が、『夷匪犯境録』の流伝の背景にも見られるといえよう。

### 3 『夷匪犯境録』の抄写と流通

『夷匪犯境録』の写本のなかには、知人から借りて個人で抄写したことが明らかであるものもある。先に触れた七番東洋文庫榎文庫本の書き込みには



右秘書は汝々齋主人に就きて借写す。原本の返期急速にして、老眼を勉強して一夜を限りて灯下に書す。故に字は了□(一字空白、「草」か)、漸く畢業す。而してこの書は秘禁最も嚴なり。覽者その意を得れば可なり。(右秘書就汝々齋主人借寫焉。原本返期急速、勉強老眼、限一夜書于燈下。故字形了□漸畢業。而此書秘禁最嚴也。覽者得其意而可也)とあり、知人から借りて個人用に抄写した状況及び、当時本書が「秘禁最嚴」と見なされていたらしいことを知り得る。また、二六番宮内庁図書寮本には、抄写した人物として、沼津藩士手島惟敏の名が明記されている。

ただ、個人用に自ら抄写したことが明らかな写本はそれほど多くはない。注目すべきは、書店に写本作成を委託したり、写本業者から買ったりする例が見られることである。前掲の『木下韡村日記』嘉永元年五月一七日条では、前日に塩谷宕陰から借りた「犯境録三冊」を「山城屋江渡、写方為取計」としている。この山城屋とは、「山城屋佐兵衛」などの名で『木下韡村日記』にしばしば出てくる書店であるが、儒学関係の固い書物のほかに『海外異伝』などの一般向け書物も出版していた。<sup>(57)</sup>

また、安政四年(一八五七)に安井息軒の女婿である中村貞太郎から息軒に宛てて『夷匪犯境録』の写本の入手を依頼した書簡には、以下のようにある。

犯疆録写本之儀、如仰桜任藏方ニ而相頼候ハ、都合宜候半。同人写本屋致候儀は、松尾三郎よりも噂承候得共、松尾噂ニ、只諸人秘候先頃流行之蘭書翻訳物多分写本仕候由申候故、犯疆録之儀一向氣付不申、同人手ニ而如何ニも手ニ入可申、何卒御序之節、同人へ御懸合見可被成下候。<sup>(58)</sup>

この書簡にある「写本屋」桜任藏とは、常陸国眞壁出身で、藤田東湖に学んだ勤皇家であり、活動資金を得るために写本業を営んでいたという。<sup>(59)</sup> 当時貧しい書生にとつて、写本の下請けが収入源の一つとなっており、そのような書生を使つて写本をさせていたものであろう。ちなみに、当時の写本の代金について、『木下韡村日記』には、「写本筆料……紙数八十七枚、壹枚ニ付八文宛、外ニ筆代百文」等とある。<sup>(60)</sup>

各地の大名家の蔵書のなかの『夷匪犯境録』も、その書式や頭注の共通性からみると、それぞれ独自に筆写したものと  
いうよりは、このような江戸の「写本屋」から江戸詰の藩士を介して購入したものが多くと考えられる。なお、『夷匪犯  
境録』の写本には、日本人には馴染みのない固有名詞や行政用語が多いこともあって、誤記は避けられなかった。従って、  
正確に読もうとすれば校訂の作業が必要であり、他の写本と照らし合わせての校訂が行われていたことは、多くの写本に  
見える「一本云」等の書き込みから明らかである。前述の吉田松陰の「校正未だ行き届かず」といった記述や、「嘉永二  
年：校読一過」といった付記（一六番関西大学長澤規矩也文庫本）も、読者が校訂を行いながら読んでいたことを示唆す  
る。かなりの需要があったと思われるにもかかわらず、その都度校訂を必要とする写本のままで流通していたのは、やは  
り公然と出版できない「秘書」と見なされていたからであろう。流伝の中心であった江戸でなく、幕府の膝元を遠く離れ  
た高鍋藩で活字本が刊行された背景にも、そうした事情があったと推測される。

### おわりに

以上、『夷匪犯境録』の形成と流伝について、考察を行ってきた。推測にわたる部分もあるが、本書がもともと中国で  
書物として編集されていたのではなく、日本の情報収集の過程で長崎商人の関与によって成立したものだという論点は、  
一定の根拠をもって提出できたと思う。日本国内での流伝については、関係する学者の未公刊史料を活用すれば、まだま  
だ多くのことが明らかになるであろうが、本稿では日本近世史料を利用する能力の不足から、ごく概略的な考察に止まっ  
た。誤りも多いことと思われるので、謹んで大方のご叱正を待ちたい。

注

(1) 『海外新話』に関する主な研究としては、森陸彦「海外新話の刊行事情」『長澤先生古稀記念 図書学論集』(三省堂、一九七三)が挙げられる。追手門学院大学アジア学科編『上海アラカルト』(和泉書院、二〇〇九)は、『海外新話』を全文影印したものを収録し、奥田尚「嶺田楓江『海外新話』の解題に代えて——上海とアヘン戦争——」を付す。

(2) この活字本は、あまり広く流布しなかったようで、現存するものも少ない。長澤規矩也・神田喜一郎編『佚存書目』(一九三三)には、「本邦には写本往々伝はり、木活字印本は近來流伝少し」とある。『長澤規矩也著作集』第九卷(汲古書院、一九八五)、四五五頁。

(3) 内藤湖南『支那史学史』2(平凡社東洋文庫、一九九二)、二四八頁。内藤は、改革派官僚・実業家の張謇が一九〇三年に日本を訪問した際、活字本の『夷匪犯境聞見録』を贈呈している。『張季子九録』専録、巻四、六月一日条。

(4) 増田渉『西学東漸と中国事情』(岩波書店、一九七九)所収。

(5) 『文史哲』一九八四年一期。本論文の最後に、『夷匪犯境聞見録』を校訂の上『近代稗海』に収録する旨、書いてあるが、結局収録されなかったようである。

(6) たとえば、アヘン戦争に関する最近の専著である新村容子『アヘン戦争の起源——黄爵滋と彼のネットワーク』(汲古書院、二〇一四)も、『夷匪犯境録』について、「著

者不明、輸入年次も不明」としている(二五六頁)。

(7) 本書については既に、『夷匪犯境録』と長崎の清国商人(『岩波講座日本歴史』月報一二、二〇一四)という小文で論じたことがあり、本稿はそれと重なる部分もあるが、同文は四頁の短いものなので、本稿ではより詳細に検討を行いたい。

(8) 『犯境録評注』写本、都立中央図書館蔵。野本理、号は白巖、豊前の人、中津藩に仕える。帆足万里の門下。一七九七—一八五六。『犯境録評注』については後述。

(9) 中国公共図書館古籍文献珍本彙刊『夷匪犯境聞見録』(中華全国図書館文献縮微複製中心、一九九五)、序文三頁。

(10) 以下『夷匪犯境録』の引用に際しては、汲古書院「和刻本明清資料集」第二集所収の写本影印本(以下「汲古影印本」)を使用する。略字・別字等は適宜正字に改める。誤記の訂正などはしていないが、誤字と思われるものは直後に括弧で正しい字を示した。

(11) 鎮海失陥は八月末なので、これは九月二日を誤記したものであろう。蘇州府常熟縣の人、翁心存の日記には、九月三日の条に「聞廿六日辰刻鎮海失陥已確、魯珊制軍(裕謙のこと)投学宮泮池自尽」とある。張劍整理『翁心存日記』第二冊(中華書局、二〇一一)、四七五頁。

(12) 孫春陽は、蘇州の皋橋西にある明代以来の老舗の南貨店。道光年間に書かれた顧震涛『吳門表隱』の「孫春陽南貨店」の項に、「按春陽、寧波生員、万曆初来吳開一小舖

於此、今為郡中之冠、有上用之物」とある。顧震涛『呉門表隱』（江蘇古籍出版社、一九八六）、八三頁。

(13) 蘇州城西北の閶門外から南に広がる商業中心地。雍正年間建設された浙寧會館（寧波會館）は南濠街にあった。

(14) 錢莊とは金融業者で、現銀を預かって紙幣を発行するといった業務を行う。戦乱に備えて銀の払い戻しを要求する顧客に、銀を返すことを言っているのであろう。

(15) 張劍整理『翁心存日記』（全五冊、中華書局、二〇一〇）。

(16) 道光二〇年八月一五日条、九月二六日条、二二年六月一日条、七月一三日条、八月四日条、一〇月二日条、二二年正月一日条、同一九日条、四月二七日条、六月一三日条。

(17) 道光二一年正月二六日条、同八月二七日条。それぞれ巡撫衙門と県衙門である。

(18) アヘン戦争当時、江蘇浙江地方のより下層の知識人がどのような戦争情報を得ていたかという点に関しては、浙江海寧県の生員、管庭芬の日記が興味深い。彼は、当時巷間に出回っていたイギリス事情に関するパンフレットや、杭州の幕友からの手紙などを日記に写し取り、かなり詳しい記事を残しているが、公文書を見ていた形跡はない。張廷銀整理『管庭芬日記』（全四冊、中華書局、二〇一三）。

(19) 貝青喬『咄咄吟』自序。

(20) 薛福成『庸庵筆記』卷一、「裕忠節公殉難」。

(21) 尚小明編著『清代士人游幕表』（中華書局、二〇〇五）

にそうした継続勤務の例を少なからず見ることができ。本書に載るような名のある幕僚でない場合は、なおさらであらう。

(22) 松浦章『海外情報からみる東アジア 唐船風説書の世界』（清文堂、二〇〇九）、第五章。

(23) この作成者名が見られない写本もあるが、本節では、東京都立中央図書館所蔵『夷匪侵犯事略』（特三九八三）によって、本書を紹介する。

(24) 本稿冒頭に引用した『海外新話』の例言で「年月時日ノ次序ニ至テハ、侵犯事略ニ抛リ」としている「侵犯事略」とは、この『夷匪侵犯事略』のことであろうと考えられる。ただ、以下述べるように、「夷匪侵犯事略」は『夷匪犯境録』のダイジェスト版ともいえるべきものであって、異なる本とは言い難い。また本書には、漢文のものと「和解」即ち日本語訳とがある。

(25) 伊藤陽寿「唐船風説書における最後のアヘン戦争情報——「英夷侵犯始末」の分析を中心に——」（二〇一一年度紙屋敦之ゼミ共同研究成果報告書 天保・弘化期の海防と外交——長崎を通して——）二〇一二年。本論文では、東京大学史料編纂所所蔵の諸本が主に使用されている。

(26) 奥田尚『海外新話』の南京条約（『追手門大学文学部紀要』四二、二〇〇七）。

(27) 松浦章『清代海外貿易史の研究』（朋友書店、二〇〇二）、第一部第三編第三章。

(28) 大庭脩編『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳——近世日中交渉史料集』(関西大学東西学術研究所、一九七四)に、一九世紀前半期の割符留帳の活字化された原文及び各船の船主表が収録されている。

(29) 松浦前掲(注27)『清代海外貿易史の研究』によれば、周霽亭は長崎在留船主として、天保一〇年(一八三九)以降弘化二年に死去するまで長崎に止まっていたとするが、伊藤前掲(注25)論文では、天保一四年に漂流民を日本に送還する際に乍浦で開かれた宴会に周霽亭が加わっていたという『東航紀聞』の記事から、在留船主といっても中国との往来はあった、と論じている。

(30) 大庭編前掲(注28)書、二二二頁。財副とは船主に次ぐ地位で、荷物の管理など、船主を補佐する役割を果たした。松浦前掲(注27)『清代海外貿易史の研究』、八六頁。

(31) 諱なか字なのか、或いは商売において用いる通名なのか、ということとはよくわからない。以下ではこの「吉泉」を長崎商人の顔吉泉と同一人物と想定するわけだが、長崎来航商人の場合、字を用いることもあれば、商業上の通名を用いることもあった。劉序楓「清日貿易の洋銅商について——乾隆〜咸豊期の官商・民商を中心に」(九州大学東洋史論集)一五、一九八六)一四一頁。

(32) この詩については、徳田武のブログ「雲烟過眼録」により知った。

<https://blogs.yahoo.co.jp/bukou2007/34925167.html> (二〇

一七年一〇月六日最終閲覧)

(33) ちなみに、小野湖山はアヘン戦争当時から中国事情に関心があり、英軍の乍浦占領に関する情報を含む詩集『乍浦集詠』をもとに編集した『乍浦集詠鈔』を嘉永二年(一八四九)に刊行している。また、『海外新話』の作者である嶺田楓江とも交際があった。喜田幾久夫「嶺田楓江と小野湖山両士の阿片戦争に関する訳著親交について」(明治文化)一六―七〇九、一九四三)参照。

(34) 『二知軒詩続鈔』(『明清未刊稿彙編初輯』聯経図書出版公司、一九七六)一四〇―一五頁、二四四頁、五三九―五四二頁、九〇四―九〇五頁。

(35) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊特刊第三 視聽草』(汲古書院、一九八四)四集之三、三八〇―三八二頁。

(36) 王振忠『唐土門簿』与『海洋往来活套』——佚存日本の蘇州徽商資料及相關問題研究』(『江淮論壇』一九九九年二・三・四期)。

(37) 明末の最も有名な民衆暴動の一つである開説の変の庶民リーダーであった顔佩章も、この一族の出身であった。清代中期の顧公燮の『丹午筆記』六七には「顔は楓鎮の巨族」とあり、また前掲『呉門表隱』卷三には「明義人顔佩章宅在江村橋」とある。

(38) 崇禎『呉県志』卷一九所収、蔡懋徳「復聖祠重建記」参照。

(39) 明清時代の中国では、同じ世代の族員の名前の一字を

統一したり或いは漢字の偏を統一したりすることが一般的であった。なお、それは諱についてであり字や商名については当てはまらない。顔吉泉の場合は、字か商名と思われるので、この慣行とは矛盾しない。

(40) 『乍浦集詠』については、春名徹「『乍浦集詠』とその影響——ある詩集の運命——」〔調布日本文化〕三、一九九三に詳しい。同書は刊行後直ちに日本に舶載され、日本でも注目を集めた(本稿注33参照)。

(41) 民国『呉県志』巻六九上。

(42) 嚴伯雅は詩文で高名であったが、伯雅の妹も女流詩人として知られていた。彼女は沈仲復の継室となったので、沈仲復と嚴伯雅は姻戚であった。

(43) この「衡」という人物は、おそらく安井息軒(名は衡)ではないかと推測される(後述)。

(44) 皇帝や貴人の諱などの字をそのまま書くことをはばかって、字画を意図的に省略することを欠画という。ここでは「関帝(関羽)」を尊崇する商人が、関の字を欠画にしたのではないかと推測している。

(45) 前述(七四頁)の内藤湖南『支那史学史』の記述は、『夷匪犯境録』が中国人の書いた野史であることを前提としており、また注2所掲の長澤規矩也らの『佚存書目』が本書を「佚書」即ち「支那人の撰述に係る凶書にして彼土に佚して我国に存するもの」とするものも、同様の認識に基づく。また増田渉は、『夷匪犯境録』の日本流伝を弘化年

間と推測したあとで、「ただこの書は(中略)イキナリ定海県主への英軍の降伏勧告に始まっているのはおかしく、この前の部分が、どれだけか欠落になっているのだろうかと考えられる」(増田前掲〔注4〕書、六九頁)とするが、もし『夷匪犯境録』成立過程に関する本稿の考察が正しいとすれば、その唐突な始まり方への疑問は氷解するであろう。

(46) この注釈本は、都立中央図書館にも所蔵されており、森陸彦前掲(注1)論文四頁に言及がある。米良の「跋」は都立中央図書館本にのみ見られる。

(47) 颯川氏は長崎の唐通事家系の一つで、四郎八(一七九四〜一八五八)は、一八三六年に大通事、一八五七年には唐通事頭取(唐通事の最高職)にまでなった人物である。宮田安『唐通事家系論攷』(長崎文献社、一九七九)、七一〜七三頁。顔吉泉らの報告をまず受け取ったのは彼ら唐通事であると考えられるので、颯川四郎八の手に『夷匪犯境録』の写本があったことは自然である。

(48) 島善高『史料翻刻 木下鞆村日記』九一二(『社会科学総合研究』一七一一、二〇一七)。

(49) 新村容子「塩谷宥陰『阿芙蓉彙聞』について」(新村前掲〔注6〕書、第九章)。

(50) 同右、二四〇頁。水野忠邦によるアヘン戦争情報収集については、岩下哲典「アヘン戦争からペリー来航へ」(同『幕末日本の情報活動——「開国」の情報史——』増

補改訂版、雄山閣、二〇〇八、補論）参照。

(51) 島善高「史料翻刻 木下鞆村日記」九—一（『社会科学総合研究』一七一—二〇一六）。

(52) 森陸彦前掲（注1）論文、六頁、一二頁。

(53) この書き込みの最後に「台麓樵叟」と署名がある。森陸彦前掲（注1）論文、二二頁に、幕末の阿片戦争関係読物『海外余話』の校訂者として「東都小台山麓樵夫十日寺鈴也」という人物が出てくるが、或いはこの人が「台麓樵叟」であるうか。なお西島蘭溪は嘉永六年（一八五三）に死去しているので、この書き込みがなされたのはおそらくその前ということになる。

(54) 山口県教育会編『吉田松陰全集』第八卷（岩波書店、一九三五）、一八四頁。この記事については増田涉前掲（注4）書、六八頁で言及している。

(55) 『吉田松陰全集』第八卷、二二〇頁。

(56) 源了圓「幕末・維新时期における『海国図志』の受容——佐久間象山を中心として——」（『日本研究』九、一九九三）一八頁。

(57) 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 市中取締類集』一九（東京大学出版会、一九九〇）三〇九—三一一頁によると、嘉永三年に山城屋佐兵衛は『海外異伝』という書物の出版許可を請願している。この請願については、一年前に出版禁止となった『海外新話』と紛らわしいなどの点で問題になったようであるが、「市中取締懸」では、「内

容が元和・寛永頃の話で、近年の清国とイギリスの戦争の話とは異なり、また学問所が改め済みのことでもある」という理由で『海外異伝』の出版を許可した。

(58) 町泉寿郎「安井息軒宛て中村貞太郎（北有馬太郎）書簡の翻印と解題」（『日本漢文学研究』一〇、二〇一五）所収、安政四年九月二三日付書簡。

(59) 桜任蔵については、鈴木常光『桜任蔵』（筑波書林、一九八〇）を参照。彼の写本・出版業についても記述がある（同書五五—六一頁）。

(60) 福沢諭吉『福翁自伝』によれば、安政の頃、写本は「書生の生活の種子」であったが、「当時の写本は半紙一枚十行二十字詰で何文という相場」であったのに対し、蘭書の写本代は相当割高であったという。『福翁自伝』（岩波文庫、一九七八）八五頁。

(61) 島善高「史料翻刻 木下鞆村日記」八一—三（『社会科学総合研究』一六一—二〇一六）、弘化二年二月二四日条。

（お茶の水女子大学教授）

【附表1】『夷匪犯境録』の諸写本

番号	書名	巻数	冊数	所蔵機関	配架番号	備考(蔵書印など)
1	夷匪犯境録	5巻	5冊	東大東洋文化	史・雑史・97	備考(蔵書印など) 「愛日堂」箋
2	夷匪犯境録	5巻	5冊	都立中央	特6696	中山久四郎旧蔵。「[?]誠齋蔵書記」印
3	夷匪犯境録	4巻まで	2冊	都立中央	特6697	中山久四郎旧蔵。誤字多し。
4	夷匪犯境録	不分巻	10冊	都立中央	特6698	中山久四郎旧蔵。
5	題名無	一部のみ	1冊	都立中央	特6700	中山久四郎旧蔵。「萩廻屋記」印
6	夷匪犯境録	5巻	5冊	都立中央	222 - IW - 182	市村文庫。「菅氏蔵書」印
7	夷匪犯境録見録	5巻	5冊	東洋文庫	E-II-5-1002	榎文庫。「右秘書就攷々齋主人借写」云々の付記。
8	夷匪犯境録	不定	2冊	東洋文庫	II-5-65、66	目録には2冊を別本として著録。
9	夷匪犯境見聞録	不定	2冊	東大史料編纂所	菊池大麓旧蔵5	未見。「鍛冶橋第實作氏記」印。
10	夷匪犯境見聞録	不定	2冊	佐賀県図	鍋2号350-1	鍋島文庫。「鍋島家蔵」清陰所蔵」印
11	夷匪犯境見聞録	2巻	2冊	国会図	237-195	「振[?]堂」印
12	夷匪犯境録	3巻+3巻	6冊	静嘉堂文庫	55函35架	「中村敬字蔵書之記」印
13	夷匪犯境録	2巻	3冊	前田育徳会	目録175頁	未見。
14	夷匪犯境録	5巻	2冊	関西大学	ほ・8・18	増田渉文庫。今関天彭旧蔵。「誠之館蔵書」印。
15	夷匪犯境録	5巻	4冊	関西大学	ほ・8・19	増田渉文庫。「冥々洞」印。末尾部分欠落。
16	夷匪犯境見聞録	不分巻	4冊	関西大学	L23*B*1964-7	浪古影印本の原本。「嘉永二年…校読一過」の付記
17	夷匪犯境録	2巻	2冊	鹿児島大学	天89-807	玉里文庫(島津)国文学資料館撮影ネット公開。
18	夷匪犯境見聞録	2巻	1冊	鹿児島大学	天89 - 806	玉里文庫(島津)同上。807の続き。
19	夷匪犯境録	5巻	5冊	西尾市岩瀬文庫	109函80号	「昌平坡学問所」印。
20	夷匪犯境録	5巻	3冊	京都大学	5-45-イ	ネット一部閲覧。谷村文庫。版心「先天堂蔵」。末尾欠落。
21	夷匪犯境録	5巻	5冊	筑波大学	222.06-1 - 25	「三宅氏所蔵記」「良齋」印
22	夷匪犯境録	不分巻	4冊	筑波大学	ヨ644-60	「水塾蔵書」印
23	夷匪犯境見聞録	不定	5冊	早稲田大学	リ8-5076	「石澤氏蔵書」印
24	夷匪犯境録	不分巻	4冊	中津市耶馬溪文庫	2-5-2-18	「犯境録評注」を付す
25	夷匪犯境見聞録	不分巻	2冊	蓬左文庫	74 - 148	「盛斎」印(徳川慶勝)
26	夷匪犯境録	不分巻	5冊	宮内庁書寮	268 - 69	手島惟敏写。「沼津藩手嶋蔵」印
27	夷匪犯境録	不定	8冊	宮内庁書寮	215 - 119	「徳山毛利家蔵書」印
28	夷匪犯境録	5巻	5冊	東大法学部図	乙：7：177	蔵書印等無し。
29	夷匪犯境録	7巻	7冊	九州大学	630/エ/2	未見。
30	夷匪犯境録	4巻	4冊	京都学・歴史館	貫7	未見。「稲光齋」等印。長谷川延年蔵本。
31	夷匪犯境録	4巻	2冊	京都学・歴史館	222.65.125	未見。
32	夷匪犯境録	不分巻	8冊	哈佛燕京	TNC2861/5744	ネット閲覧。「燕京大学図書館」印。順序混乱。
33	夷匪犯境見聞録	不分巻	6冊	栄孟源蔵書		未見。所在不明。鄭振鐸旧蔵。約1万5千字脱漏。
34	夷匪犯境録	5巻	6冊	大連図書館		未見。

\* 書名については、本文冒頭、中表紙、版心、題簽などで異なる題名となっているものが少なくない。その場合は、本文冒頭のを優先した。  
\* 巻数で「不定」とあるのは、巻数が途中で記入されていないなどの場合を指す。\*印は不明の字。



【附表2】 『夷匪犯境録』 記事一覧

No	接到	発出	情報来源	内容	頁
1		道20 6-05	2に添付	英国艦隊司令官伯麦(Bremer)等の定海知県宛書簡。投降を促す。	138
2		6-13	江督伊・蘇撫裕咨各属	英船の定海来襲を通知、江蘇沿海各県に防衛を指令。	139
3		6-06	浙撫烏上奏	英船の定海来襲及び防衛状況につき報告。	143
4			聞	6月11日定海失守、知県姚廷祥戦死。	146
5			定海知県姚	6月2日英船来襲につき、提督に報告。	147
6	6-18		乍浦来信	清軍の反攻により、英船が天津方面に逃亡。	148
7	6-21		乍浦漁船情報	夷船が鎮海口に集合。漢奸逮捕。	148
8			江督伊・蘇撫裕上奏	浙江の状況、及び伊里布の呉淞での視察報告など。	149
9			聞	6月18日夷人の鎮海上陸	152
10			聞	定海陥落の詳細情報	152
11		6-13	浙撫烏・提督祝奏	英船の鎮海来襲報告及び防衛体制について	153
12			鎮海移平湖県	漢奸の逮捕、英船関連の供述を報告。	156
13			署嘉興府于等稟	乍浦の防衛体制。脚夫を雇用して郷勇とする提案。	158
14				6月24日乍浦における英船との戦闘の情報	161
15		6-23	江督伊出示	郷勇の召募について	162
16	7-05		乍浦路春山信	乍浦の防衛体制	162
17	7-05	6-26	江督伊宛字寄上諭	水師の鎮海への派遣について。11への対応。	163
18	7-08		閩報	総督鄧廷楨の沿海巡察について	163
19			鎮海行館宛上諭	定海県失守に関連する処罰。11への対応。	164
20		6-20	夷人逆書	Bremer等から浙撫宛。出兵を通告。	165
21			閩督鄧上奏	5月初頭までの福建の状況(朱批あり)	166
22			閩督鄧報告	7月6日夷船の厦門侵入。	171
23		7-17	上諭	各督撫に防備強化を命令。	171
24			聞	夷船の宝山県侵入	172
25			署江督裕移文	宝山県宛?夷船に対する防備について	172
26			武官袁兆魁等	定海の夷情報告	
27			粵督林上奏	查辦夷務情形。アヘン問題の大局を論ず。	174
28		7-07	字寄上諭	伊里布を欽差大臣として浙江派遣。	179
29			浙江夷匪口供	広東商人による英国情報	179
30			伊里布咨会	陳文述「江蘇防夷管見四条」附抄伝浙人無名氏所賦定海失陷詩十二首	183
31			東撫托上奏	山東夷船状況	189
32		7-27	寧紹台道桂自縊遺書	軍需による財政難を悲観して自殺	190
33	8-08		接信	英領十臘国より上海に帰帆した船による情報。	191
34			乍浦商船情報	厦門で夷船との間に小戦闘	192
35			上諭	厦門での戦闘につき、褒賞	192
36	7-27	7-18	伊・裕宛字寄上諭	沿海の防備について。	193
37			署江督裕上奏	宝山県視察の状況。提督陳化成の尽力について	195
38			杭嘉湖道稟	沿海の防衛について	199

39			署嘉興府于	乍浦などの防衛について	200
40			太倉州稟	8月16日夷人の上陸略奪	203
41			通州稟	漢奸の供述。夷人との合図について。	203
42		8-18	宝山県稟	夷船に略奪された商人の証言	205
43			署江督裕奏	武官の定海偵察情報。	210
44			松江無名氏	松江文士の作成した「禦夷論」	211
45			夷人第三道札	督撫宛。	213
46			粵東幕友条説	粵東幕友(姓名不詳)の「平英条説」。	214
47			太倉州・劉河營奏	8月17日、夷匪の上陸略奪	217
48			署督憲札	8月30日、夷匪の崇明上陸略奪	218
49	8-28	8-22	字寄上諭	沿岸地域の督撫宛。停戦和平策への転換。	220
50		8-23	上諭	沿海の治安維持。地方官・書吏の藉端滋事を禁止。	
51			定海県教諭ら公呈	逆夷による略奪、及び納税強制。	222
52		9-25	英国将帥伯麦咨会	Bremerより浙江巡撫・提督宛。捕縛された武官安突徳(Anstruther)らの釈放を要求。	229
53			浙撫烏・提督祝覆文	52に対する返事。英軍が撤退すれば返還。	229
54		9-08	上諭	林則徐・鄧廷楨革職	231
55			上諭	林則徐・鄧廷楨厳加議処	231
56		10-13	上海信	宝山沖に夷船出現	232
57	10-28		上諭	鄧廷楨の軍備増強を叱責。軍費節約を命令。	233
58			林則徐上奏	アヘンの害を論じて54等に対し弁明。	233
59	11-12		署粵督怡上奏	帰営中に座礁した兵船に対する夷船の攻撃。	239
60			閩督鄧上奏	福建の軍費について。	244
61		11-04	聞	夷船の鎮海侵入。定海での夷人の築城など	246
62		11-06	浙撫劉上奏	定海の夷情。砲台の建設や民の収奪など。	246
63		10-23	鎮海民人宋藩呈	撤兵に対する反対意見	252
64			鎮海民人掲帖	夷船の増加。撤兵に対する反対意見。	254
65		10-08	英夷告示	定海県民に英軍への協力を指令	255
66		道21 1-11	上諭	奕山の随員及び賞賜物件について	257
67		道20 12-14	上諭	英夷に対する防御を固めることを沿海各地に指令	259
68		道21 1-04	林則徐家信	琦善批判。軍備の必要性	259
69		1-25	上諭	英夷の侵攻。琦善批判	266
70		2-05	上諭	伊里布の消極性を叱責。裕謙に英夷掃討を命ずる。	267
71		2-06	上諭	英軍の香港占拠等に関し琦善を革職処罰。	268
72		2-09	上諭	琦善の家産没収	
73		2-14	上諭	伊里布の革職留任	270
74		2-27	欽差大臣裕咨	琦善批判。浙江の軍備には問題なし。	271
75			刑部左侍郎黃爵滋奏	沿海の軍備増強策	274
76			太倉知州黃稟	定海視察報告。善後策	279

77			參贊大臣楊奏	広東での戦闘	281
78		3-11	上諭	77に対して楊芳らに恩賞	284
79			粵撫怡咨	広東での英軍の攻勢。関天培の陣亡	288
80	3-23		広東情報	広東での勝利	289
81	3-22		広東信	広東の情勢は清軍に有利	289
82			伝報	浙江青田県で怪物が出現(凶入り)	291
83				四年前、河南汲県で諸葛亮関係の石碑出現	292
84	R3-19	R3-13	字寄上諭	伊里布を北京に招喚。裕謙を两江総督とする。	293
85		3-17	奕山・隆文奏	広州への途中に訪聞した広州の軍事状況	294
86	R3-21		上諭	楊芳・怡良の觀望していることを叱責。嚴加議處。	297
87	4-09		伝説	林則徐らの失脚は洋商伍姓の陰謀。	297
88	5月		抄報	琦善の罪状15条	298
89	5-08		粵督祁來函	院署接広東総督祁來函。広州での通商問題。	302
90	5-09		同上	広東情勢の不利。漢奸の活動、規律の乱れ。	302
91		4-24	広東糧道稟	広州での勝利	304
92	4-26		裕星使咨会	4月2日、広州での勝利	304
93		4-24	奕山等奏	義勇・団練による夷匪・漢奸の搜捕	305
94			上諭	広東軍規の弛緩。関係者の処罰。	308
95			聞	広東での湖南兵による略奪・内訌。郷勇の活躍。	309
96				広州の無名氏による風刺詩	313
97	4-07		粵督・粵撫告示	城廂内の民心の安定	317
98	4-07		広州知府告示	食糧売買の再開許可	317
99	4月		奕山等告示	官兵・兵勇などの藉端滋擾の禁止。	318
100	4月		広東商民啓	湖南兵による略奪行為を訴える	
101	4月		粵民示諭英夷	以下3件4月初の三元里の反英運動に関連。	321
102			広東三元里居民示諭英夷		322
103			粵民檄英夷文		323
104		6-13	上諭	外夷との貿易の再開の許可。	330
105	6-20		粵督咨会	江蘇巡撫宛。英夷が浙江一帯に赴くとの風聞。	330
106			上諭	6月3日、粵秀山観音大士が表した靈驗。	331
107			上諭	官兵の広東からの撤収について	331
108			上諭	軍糧調達関係の地方官の帰任について	332
109			上諭	伊里布の処分について	332
110			奕山上奏	対英戦闘における粵秀山観音の靈驗(106)	333
111	7-25		閩撫信文	厦門失守の状況。濮鼎查(Pottinger)の着任。	334
112		8-12	蘇撫梁札	英軍の鎮海などへの侵入。乍浦・上海の警戒	337
113	7-29		裕謙咨	穿山への英軍の侵入。	337
114			裕謙奏	8月17日の定海失陥	338
115			蘇撫梁札	8-23受領の浙撫の定海失陥報告を転送	343
116			鎮海營	定海失陥状況。	344
117	8-02		聞	蘇州での情報。鎮海は既に失陥し寧波も危険。	345
118		8-04		裕謙の靈柩が北京移送の途中蘇州に到着。	345

119			浙撫劉摺	鎮海失陥を報告。郷勇招募の状況。	345
120	9月初		聞	8月内に鎮海及び寧波失陥の報を聞く。	350
121	9-23		杭州信	逆匪が杭州侵攻を企図しているとの情報。	350
122		9-8	字寄上諭	定海失陥に際し投水自殺した裕謙に対する恤典。	351
123			上諭	関係各官に対して新任務を指示。	351
124			上諭	台湾での戦勝に対し恩賞	356
125	11-20		聞	浙江余姚県失守。	358
126		8月	福建総兵奏	台湾での戦勝報告(124は126への返答)	358
127		11月	都察院審訊	山東民人が提出した陣図について	363
128	12-20		乍浦目撃情報	乍浦に夷船が進入。	364
129		12月	上諭	軍務関係	365
130			上諭	軍規の引き締め、賞罰の厳格化	366
131			上諭	捐納者の実職補用について	367
132		道22 正月	上諭	余姚代理知県の林朝聘が自ら夷船に赴き説得して出港させたことを称揚。	368
133	2-30		浙江報文	定海に新たに夷船が集結。	368
134		2月	蘇撫程咨	浙江沿岸の夷船情報。警戒を命ず。	369
135		2月	上諭	伊里布・耆英ら宛、軍務関係指令。	369
136			上諭	奕経宛、捕縛した漢奸の供述について	372
137			乍浦情報	4月9日に乍浦城は失陥。	372
138	4-10		金山県稟	夷船の接近と砲撃	372
139	4-13		浙撫劉咨	夷船の内河進入。	373
140	4-17		乍浦糖行	乍浦陥落時の目撃情報。	374
141	4-17		乍浦皮貨店	乍浦における夷人の略奪。	375
142			金山県報	乍浦での戦闘と英軍による略奪・暴行	375
143			乍浦情報	乍浦の夷人が住民に妻女の供出を強制。	376
144	4-21		慈溪県稟	鎮海の夷人が漁船より通行料を徴収。	377
145	4-21		嘉興府諸県稟	夷船情報	377
146			聞	伊中堂が微服で乍浦に赴き講和を行ったとの説。	377
147			浙撫劉奏	慈溪での敗戦。	377
148		4-25	金山県稟	夷人の乍浦退出	387
149	4-24		乍浦機房の信	乍浦失陥の状況。	388
150			上諭	鎮海生員王師眞の火船戦術による勝利を称揚。	390
151			奕経等奏	浙江の軍事状況。鎮海勝利の報。	391
152			上諭	鄭鼎臣の火船戦術による定海での勝利を嘉する。	399
153	5月		太倉州稟など	夷船の呉淞進入、宝山県失守。	401
154			(蘇撫程)咨	浙江方面の兵を蘇州に移動させるルート	401
155		3月	上諭	台湾での勝利を嘉する。	403
156				5月中旬、上海失守による蘇州の恐慌状況。	404
157			上諭	浙江方面における清軍の優勢	407
158			嘉定県稟	英軍占領下の宝山・上海の状況に関する報告。	408

159			巡撫牛鑑奏	5月8日、呉淞口での敗戦、陳化成の戦死。	409
160			奕経奏	3月、定海で鄭鼎臣の火船戦術により勝利。	412
161	5-12		嘉定県稟	松江・上海・宝山などの夷船は退出	418
162	5-19		浙撫劉咨	定海県の夷情	418
163	5-20		下人金宝嘉	蕩口の実家で得た福山での戦闘情報	419
164		4月	上諭	定海勝利情報の真偽をめぐって	419
165			上諭	陳化成に対する恤典	420
166			伊里布札	英軍に対し、停戦を求める。	421
167			伊里布札	牛鑑宛。対英和議につき再度商議の可否。	422
168	5-22		嘉定県等稟	夷船の動向	422
169			浙撫劉札	5月19日、平湖県から転送。夷船情報。	423
170				乍浦の夷人による婦女の拉致・強姦・虐待	423
171			上諭	乍浦失陥につき、奕経らを厳加議処	424
172		5-26	耆英等奏	江南防衛について	424
173				4月24日の北京の地震など。	427
174		4月	上諭	浙江提督余步雲の処罰。	427
175				5月23日以降、蘇州府農村での暴動。	429
176		5-29	逆夷告示	宝山県。百姓を安撫。	430
177		5月	上諭	戦争の経過を概述、奮励を求める。	430
178		5月	上諭	定海での勝利に対する褒賞	434
179		5月	上諭	戦死者への恤典について	435
180	5-26		上諭	弁兵の移駐について。	436
181		5-20	英夷の告示	上海県。上海からの撤退に際し、贖銀を要求。	437
182		6-08	耆英等奏	江南防衛の困難について	438
183			京口副都統咨	6月8日、京口江面に夷船が出現。	442
184			江陰県稟	夷人の上陸。	443
185			鎮江府稟	6月8日、夷船の出現。	444
186		6-12	蘇撫程札	鎮江府宛。丹徒県で知県や書役が逃亡した件。	445
187		6-11	蘇撫程奏	夷船の長江進入状況と防衛施策など。	447
188			奕山奏	広東先逃弁兵の件。朱批あり。	450
189			奕山奏	広東漢奸逮捕の件。朱批あり。	451
190		6-14	聞	夷船が鎮江周辺に出没。	451
191		6-19	牛鑑奏	鎮江失守の状況。夷人との交渉。	451
192		6-17	蘇撫程奏	鎮江失陥状況。	453
193			海口夷船張帖	安南国唐加封の名で戦争の由来を記す。	457
194			鎮江府稟	鎮江府失陥状況。	460
195			丹徒県稟	夷人による城内での拉致略奪	462
196			丹徒県錢稟	英軍の占領状況	463
197				提督陳化成陣亡小伝	464
198			蘇松太道巫稟	江蘇巡撫宛。フランス船からの書簡。	467
199		6月	上諭	天津に派遣したチャハル兵への恩賞。	472
200			伝信	講和交渉における逆夷の条件について	472
201		7-16	南京	講和の成立	472

202		7-17	浙江	奕経が兵を率いて南京付近で防備	473
203		7-15	江蘇布政使示	捐輸者に対する褒賞	474
204	7-24		聞	議和の摺は批准されなかったとの噂	474
205			江寧来信	和議の説は22日に批准を奉到した。	474
206	7-29		伝聞	フランス人が和議交渉に参与	474
207		7-09	耆英等奏	講和が戦争より望ましいことを主張。	475
208			上海道啓	贖銀の調達について	477
209		7-17	上海道稟復	上海での贖銀調達。	478
210	7-19	7-13	字寄上諭	開港地から福州は除くべし。	479
211	8-02		儀徵県稟	夷船の退去状況。合同議単の作成。	481
212				合同議約(南京条約)	481
213		7月	上諭	海齡に対する恤典と建祠。	487
214		8-16	奏	行商を廃止した場合の善後策。作者不明。	488
215		11月	上諭	奕山、奕経らの処罰について	488

\*日付の「R」は、閏月を表す。

\*「頁」欄は、汲古書院の『和刻本明清資料集2』所収抄本『夷匪犯境聞見録』の頁数である。